

2020 年度実施  
大学機関別認証評価 評価報告書

**岐阜薬科大学**

2021 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



# I 岐阜薬科大学の概要

## 1 大学名, キャンパス所在地

岐阜薬科大学(設置者:岐阜市)

本部 岐阜県岐阜市大学西1丁目25番地4

三田洞キャンパス 岐阜県岐阜市三田洞東5丁目6番1号

## 2 学部等の構成 ※2020年5月1日現在

### 【学部】

#### 薬学部

薬学科 在籍学生数 658 名 / 収容定員 640 名

薬科学科 在籍学生数 1 名 / 収容定員 0 名 ※2017 年度から学生募集停止

### 【研究科】

#### 薬学研究科

##### 薬科学専攻

博士前期課程 在籍学生数 57 名 / 収容定員 50 名

博士後期課程 在籍学生数 29 名 / 収容定員 15 名

##### 薬学専攻

博士課程 在籍学生数 16 名 / 収容定員 20 名

## 3 学生数及び教職員数

【学生数】 学部 659 名、研究科 102 名 ※2020 年 5 月 1 日現在

【教職員数】 教員 67 名、職員 52 名 ※2019 年 5 月 1 日現在

## 4 大学の理念・目的等

岐阜薬科大学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学理と技術を教授研究し、知的・道徳的に優れ、また応用能力のある人材を育成し、もって社会の発展に寄与することを目的としている。

建学の精神に基づき、大学基本理念として「人と環境にやさしい薬学(グリーンファーマシー)」を掲げ、学部教育目標を「グリーンファーマシーに関する学理と技術を深く、広く教授研究し、知的道徳的に優れ、また、応用力のある人材を養成すること。」、大学院教育目標を「グリーンファーマシーを基盤として豊かな学識と優れた人格を醸成し、薬学領域において自立して創造的研究を遂行できる研究者・技術者および医療現場で指導的役割を担う薬剤師」を育成すること。」と定めている。

これらの基本理念、教育目標を具現化できる人材の育成のために、薬学に関する学理・技術とともに人と環境に配慮できる豊かな人間性と確固たる倫理観を身に付ける「ヒューマニズム教育」と、常に環境を意識し地球環境を守る倫理観を養う「エコロジー教育」を進めている。

## Ⅱ 評価結果

### 1 認証評価結果

岐阜薬科大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

### 2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」の分析(書面評価)及び実地調査によって行った。

岐阜薬科大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めている。岐阜薬科大学は本センターの定める大学評価基準の基準 1、基準 2、基準 3 のそれぞれを満たし、大学として相応しい教育研究活動を行っている。

以下に、岐阜薬科大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を列記する。

#### 【優れた点】

- 全教員を対象として「任期制制度」を導入し、その業績の評価を学外者で構成する委員会で行い評価結果を公表する、あるいは学内の競争的資金として「学内特別研究費制度」を設ける等により、教員の教育研究に対する意識の向上を図っている。
- 進級要件を満たすことができなかった学生に対し、「当該科目担当者とアドバイザーのダブル担任制度」を設ける等、学生の学習支援体制が組織的に整備されている。
- 大学運営に関する重要事項を所掌する経営委員会の委員が、直接学生の声を聞く意見交換会を開催し、大学運営に反映している。

#### 【改善を要する点】

- 大学院薬学研究科薬科学専攻の定員の超過について、今後適切な対応が求められる。

#### 【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(以下、「内部質保証」という。)については、第三者が明確に把握し理解できることが重要であるとの観点に立って、外形的な状況を図式化する等、今後の適切な対応が望まれる。
- 学習成果を把握し改善に役立てるために、今回点検評価ポートフォリオで示された薬剤師国家試験合格率の分析等のみならず、例えば成績評価の 1 つの指標である GPA(Grade Point Average)の分析を行う等、IR(Institutional Research)活動の一層の充実が望まれる。
- 大学経営、教学マネジメント等、事務組織に期待される役割は広がりを見せており、スタッフ・ディベロップメント(SD)の充実や大学運営上の役割分担の工夫等により、職員の資質向上への組織的な取組みが望まれる。
- ヒトと環境にやさしい薬学「グリーンファーマシー」を大学の教育研究活動の特色としていることについて、学内外への周知の工夫が望まれる。

### 3 基準ごとの評価

#### ■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、岐阜薬科大学は関係法令に適合していることを確認した。その内容等を評価事項ごとに以下に示す。

##### イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。

教育の内容・方法等について立案、実施、検証、改善を行う組織として、「グリーンファーマシー教育推進センター」を設置し、大学の基本理念に基づく全学的な教育施策の企画及び開発、並びに教育活動の継続的な改善及び支援を行う体制を整備している。ただし、大学院薬学研究科薬科学専攻の定員の超過については、今後適切な対応が求められる。

##### ロ 教員組織に関すること

学士課程及び大学院課程における教員組織に関し、教育研究組織の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。

全教員を対象として「任期制制度」を導入し、その業績の評価を外部者による委員会で行い結果を公表する、あるいは学内の競争的資金として「学内特別研究費制度」を設ける等により、教員の教育研究に対する意識の向上を図っていることは評価できる。これらの取組みについては、方法や成果について継続的に検証することが期待される。

進級要件を満たすことができなかった学生に対し、「当該科目担当者とアドバイザーのダブル担任制度」を設ける等、学生の学習支援体制が組織的に整備されていることは評価できる。

##### ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。さらに、成績評価基準及び卒業認定基準、修了認定基準を策定した上で学生に周知し、それらの基準に従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定、修了認定を実施している。

ただし、成績評価の客観性を確保する観点から、学生が成績評価に対し異議を申立てる組織的な仕組みの構築について、今後適切な対応が望まれる。

##### ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備している。

2つのキャンパス間の移動は学生、教職員の負担となっており、岐阜市が策定した「岐阜薬科大学キャンパス整備基本計画」に即したキャンパス整備の進展が望まれる。

##### ホ 事務組織に関すること

事務を遂行するための事務組織及び学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けている。

#### ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー(以下「DP」という。))、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー(以下「CP」という。))並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー(AP))を、学部・研究科ごとに、その教育上の目的を踏まえて定めている。CP については、DP との一貫性の確保を図っている。

これらの方針については、引き続き継続的な検証、改善に取り組むことが望まれる。またこれらの方針の趣旨が学生、教職員に十分に共有されるための工夫について、今後の取り組みが望まれる。

#### ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Web サイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。

#### チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う適当な体制を整えた上で、大学の教育研究水準の向上に資するため、その教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表している。また、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めており、教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。

大学の事務組織に期待される役割は広がりを見せており、SD の充実や会議運営の工夫等による事務職員の資質向上への組織的な取り組みについて、今後適切な対応が望まれる。

#### リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究に相応しい環境の整備に努めている。

#### ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項(特に学生支援、ICT 環境の整備)について、適切に対応を行っている。

なお、「チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」については、内部質保証を担う組織体制に関する分析を行った。その結果、内部質保証を担う組織の構築は行われていることが確認できたが、その取り組みは第三者が明確に把握し理解できることが重要であるとの観点に立って、外形的な状況を図式化する等、今後の適切な対応が望まれる。

## ■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。その内容等を以下に示す。

点検評価ポートフォリオで示された自己分析活動の取組みは次の4つである。このうち、No.1及びNo.2は学習成果に関する分析の取組みである。

- ・No.1「教育の質向上を目的とした講義アンケートの分析調査」
- ・No.2「学修効果の高いカリキュラムの構築を目的としたアンケートの分析調査」
- ・No.3「教育・研究環境の改善を目的とした学生との意見交換会の実施と学生意見への対応」
- ・No.4「研究マインドの醸成に向けた取組み」

No.1は、各講義の受講者に対するアンケート調査の取組みで、グリーンファーマシー教育推進センターが計画、実施、集計、分析を担っている。分析の結果は、自己点検・評価委員会、教授会、また教授以外の教員を含めて行われる教授総会において報告され、全学的な共有が図られている。さらに講義ごとの結果の詳細は各教員にフィードバックされている。集計結果は毎年蓄積されており、調査項目の改善等についてもグリーンファーマシー教育推進センターにおいて毎年改善の検討が行われている。

No.2は、卒業直前の6年次の学生に対してカリキュラム等への意見を求めるアンケートの取組みで、グリーンファーマシー教育推進センターが計画、実施、集計、分析を担っている。分析の結果は、自己点検・評価委員会に報告されるほか、学修効果の高い教育システム課程の編成のためのデータとして、教務委員会の検討等に活用されている。

研究に関する取組みとしては、No.4が示された。PBL(Problem Based Learning)型演習による問題解決能力、プレゼンテーション能力育成の取組みの成果の指標として、学生の学会賞の受賞情報が蓄積されている。

以上のほか、大学運営全般に関する課題を把握するための取組みとしてNo.3が示された。大学運営に関する重要事項を所掌する経営委員会の委員が、直接学生の声を聞く場として意見交換会を開催しているもので、2016年度以降毎年開催されている。意見交換会を通じて明らかになった課題は優先順位をつけて対応が行われており、優れた取組みとなっている。

なお、基準2で示された各取組みについては、内部質保証の観点から、それぞれの取組みの計画、実施、自己点検、改善のサイクルの状況について分析を行った。その結果、大学が自己分析に基づいた改善の取組みに努めていることが確認できた。

ただし、学習成果を把握する等により、教育研究の水準の向上を図るためには国家試験合格率の分析等のみならず、例えば成績評価の1つの指標であるGPA(Grade Point Average)の分析を行う等、IR(Institutional Research)活動の一層の充実が望まれる。

### ■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。その内容等を以下に示す。

点検評価ポートフォリオで示された特色ある教育研究の取組みは次の5つである。

- ・No.1「グリーンファーマシーを実践できる人材の育成」
- ・No.2「独自の学生支援奨学金制度」
- ・No.3「地域薬剤師を対象とした研修講座の開催による地域貢献の推進」
- ・No.4「災害支援薬局車両を活用した災害医療に関する教育・研究・地域貢献の推進」
- ・No.5「寄附講座設立、他大学との連携及び外部資金獲得による教育・研究・地域貢献の推進」

No.1 は、基本理念等に示される「グリーンファーマシー」を具現化するために、「ヒューマニズム教育」と「エコロジー教育」の二つのキーワードでカリキュラムを構築する取組みであり、その構造はカリキュラムマップにより可視化され学生にわかりやすく示されている。カリキュラムに関する組織的・継続的な検討は、「グリーンファーマシー教育推進センター」が担っている。

No.2 は、学生のさらなる学修・研究意欲の向上と活力の醸成により大学の一層の活性化を図るために、卒業生からの寄附をもとに設立された奨学金であり、学生の学びを支える独自の取組みである。

No.3 は、地域の薬剤師の研鑽の場として開講する研修講座である。この講座は日本薬剤師研修センターの単位認定講座となっている。一定の要件を満たした受講者を「岐阜薬科大学地域リーダー認定薬剤師」として認定しており、地域で活躍する薬剤師を支える重要な取組みとなっている。

No.4 は、産学連携により、大学としては初めて、災害支援車両モバイルファーマシー(MP)を導入し、教育・研究・地域貢献に活用している取組みである。薬学教育モデル・コアカリキュラムで求められている災害医療教育のほか、災害時の薬剤師の役割に関する研究や、地域の災害対策イベントに出動する等、多様な活用がなされている。MPの幅広い活用に向けては、制度面の働きかけを含めた大学の努力が期待される。

No.5 は、外部資金を獲得、あるいは他大学と連携して行う教育研究の取組みである。主な取組みとして、社会のニーズに対応した研究のために民間企業の支援を得て寄附講座を設立しているほか、岐阜大学、名古屋大学、名古屋市立大学等近隣の大学と連携し、教育研究の強化を図る等、外部との連携による教育研究に意欲的に取り組んでいる。外部資金の獲得件数は過去5年間の推移をみると毎年増加している。

なお、本基準の取組みからは、「グリーンファーマシーを実践できる人材の育成」、「地域貢献・地域連携の取組み」の2つのテーマを設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等関係者が一堂に会して行ういわゆる「参加型評価」を実施した。

グリーンファーマシー教育については、学生から、専門技術だけでなく臨床で役立つ学びがあるとの前向きな意見があった一方で、ヒトと環境にやさしい薬学「グリーンファーマシー」を大学の教育研究活動の特色としていることについて、学内外への周知に関する努力や工夫についての期待が示された。また、研修講座を受講した薬剤師からは、アカデミックな内容を学べて有意義であるとの意見があった。

### Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが行う評価について

#### 1 今回行った評価について

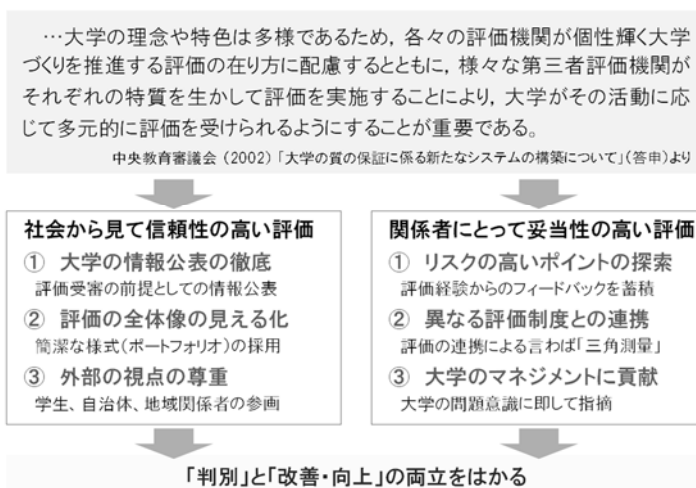
大学機関別認証評価は、学校教育法第 109 条第 2 項に規定された、大学の教育研究等に関する総合的な状況についての評価です。すべての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることが法令により義務化されています。今回、岐阜薬科大学に対して実施した評価は、この学校教育法の定める認証評価として行ったものです。

#### 2 大学教育質保証・評価センターが行う評価の目的と特徴

本センターの評価の目的は、①大学の教育研究の質を保証すること、②大学の教育研究の水準の向上に資すること、③大学の教育研究の特色の進展に資すること、④大学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内部質保証)の実質化を促すこと、の 4 点としています。この目的に沿って、本センターでは、「基準 1 法令適合性の保証」「基準 2 教育研究の水準の向上」「基準 3 特色ある教育研究の進展」の 3 つの基準からなる大学評価基準を設定し、それぞれの基準をすべて満たしている場合に、大学評価基準を満たしていると判断します。

本センターの評価の特徴の一つは、右の図に示したように、社会から見て信頼性の高い評価を目指していることであり、評価のシステムを構築するにあたって、①大学の情報公表の徹底、②評価の全体像の見える化、③外部の視点の尊重、の 3 点を重視しています。評価の受審にあたり大学が作成する「点検評価ポートフォリオ」は、大学が自ら行っている自己点検・評価の状況を、公表情報をもとに総合的に記述する様式です。

認証評価制度発足時の「理念」を生かす



#### 3 評価方法

本センターは、我が国の大学の評価に関し識見を有する者からなる認証評価委員会を設置し、その下に個別の受審大学の評価を実施する評価実施チームを編成して評価を行いました。

評価のプロセスは、以下のとおりです。

- 5 月末 受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
- 6 月～9 月 書面評価(点検評価ポートフォリオの分析)
- 10 月 13 日 実地調査(大学の責任者との面談、ステークホルダーを交えた評価審査会等)  
※今年度はコロナ禍での実施であったことからオンラインで実施
- 1 月 本センターから受審大学に対し評価結果(案)を通知
- 2 月 受審大学による意見申立期間
- 3 月 認証評価委員会において評価報告書を確定し公表